平成２８年（フ）第１７０５号
札幌市豊平区月寒中央通２丁目３番６号　フジマンシヨンＢ―101
債務者　加藤　忠夫
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９４号
群馬県高崎市足門町287―５、住民票上の住所群馬県高崎市聖石町４番５号
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４２４号
埼玉県川越市神明町49番地１（川越神明町団地２号棟402号室）
債務者　常田美智子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７０号
埼玉県飯能市大字岩沢1124番地５　フォーブル高橋Ｂ―102
債務者　森　　一樹
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９６号
埼玉県坂戸市伊豆の山町17番地４
債務者　久本　勝敏
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０１号
（住民票上の住所）埼玉県入間市大字仏子922番地16
債務者　石田　邦子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５０２号
埼玉県狭山市祇園21番32号　リーベンスＡ―103
債務者　鉄輪　耕平
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８１号
愛知県豊田市若林東町上ノ田３番地76　フォーブル若林202号
債務者　村井　直樹
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
熊本県玉名市滑石926番地
債務者　家入　若栄
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第５０号
熊本県水俣市築地３番３号
債務者　久野由美子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２８０号
静岡県磐田市新島197番地２
債務者　原田　邦子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３７９８号
大阪府枚方市磯島茶屋町11番19―11号
債務者　西村　　弥
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９９号
大阪府枚方市磯島茶屋町11番19―11号
債務者　西村　紀江
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８９３号
大阪市北区中崎西４丁目３番30―905号、前住所大阪府松原市小川６丁目２番23号
債務者　幸　　直行
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９０１号
大阪府八尾市緑ヶ丘４丁目25番地　西岡ハイツ203号
債務者　平沼里菜こと山神里菜こと　尹　　里菜
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９８８号
大阪市城東区蒲生３丁目15番12―507号
債務者　大久保慶和
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部